

海づり友の会規約

(目的)

第1条 この会は、海づりを愛し楽しみ、海づりに関する知識の取得と情報の交換を通じて、海づり文化の高揚を図るとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(会員)

第2条 会員とは、海づり友の会（以下「友の会」という。）に入会を申し込み、友の会の年会費を納めた者をいう。

第3条 会員は、満年齢16歳以上の者とする。

(入会時の手続等)

第4条 会員になろうとする者は、別に定める「海づり友の会入会申込書」に必要事項を記入し、年会費を添えて申し込むものとする。

2 会員は、入会後に氏名、住所等に変更が生じたときは、すみやかに事務局に届出るものとする。

(会員の期間)

第5条 会員の期間は1年とし、年度単位とする。ただし、年度の途中で会員になる場合は、会員となった日から当該年度の末日までとする。

2 会員の期間満了前までに再度入会申し込みをし、会費を納めた者は、翌年度から1年間、会員になることができる。

(会費)

第6条 会費は、年額2,500円とする。

2 会費は、入会時に一括して納入するものとし、納入した会費は返還しない。

3 年度の途中で加入する場合においても、会費の額は2,500円とする。

(会員の特典)

第7条 会員は、次に掲げる特典を受けることができる。

(1) 須磨海づり公園及び平磯海づり公園の基本釣り料の割引

ア 須磨海づり公園 現在休園中

イ 平磯海づり公園 1,000円を800円に割引く。

(2) 須磨海づり公園及び平磯海づり公園の1日フリー券の販売

ア 須磨海づり公園 現在休園中

イ 平磯海づり公園 1日フリー券（釣り券のみ）を1,500円で販売。

駐車券付1日フリー券を 2,200円で販売。

(3) マダイの販売価格の割引

マダイ1尾につき200円を割り引く。

(4) 友の会限定サービスデーの実施

(5) 入会時、基本釣り招待券1枚進呈。

(会員証の交付)

第8条 友の会は、会員に対し、海づり友の会会員証（以下「会員証」という。）を交付する。

2 会員証は、会員のみが使用できるものとし、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(会員証の紛失等)

第9条 会員が会員証を紛失した場合、又は盗難にあった場合は、すみやかに事務局に連絡のうえ、所定の届出をするものとする。

(事務局)

第10条 友の会の事務局は、平磯海づり公園に置く。

附 則

この規約は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年3月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年3月1日から施行する。